

JICA の運営する PARTNER を産官学連携のツールとして活用してください
(JICA 国際協力人材センター)

国際協力人材を、海外展開を考えている企業・団体のチカラに

～ 国際協力キャリア総合情報サイト『PARTNER』が

国際協力人材プロフィール閲覧・オファーサービスの提供範囲を拡大 ～

2012 年 7 月

独立行政法人国際協力機構

国際協力人材センター

独立行政法人国際協力機構(JICA)が運営し、これまでに国際協力の世界で活躍を目指す個人の方と国際協力人材を求める団体とを様々な情報で繋いできた「国際協力キャリア総合情報サイト」『PARTNER』(<http://partner.jica.go.jp/>)が、将来的に海外展開・国際協力活動を予定している企業・団体と、『PARTNER』に登録している国際協力人材登録者を結びつける、新たなサービスを2012年6月に開始しました。

従来より『PARTNER』で提供しているサービスに、法人・団体が国際協力人材登録者のプロフィールを閲覧し、オファーメールを送信することができるサービスがあります。しかし、登録できる法人・団体は国際協力を本来業務とし、過去1年以内に国際協力活動の実績があることを条件にしていました。それを今回広げて新たに団体向け「簡易登録」制度を創設し、国際協力の実績有無に関わらず、海外展開・国際協力活動を予定し、海外経験を有する人材の活用に興味のある企業・団体に対して、上記サービスを利用できるようにいたしました。

この団体向け「簡易登録」制度は、例えば、今後海外、特に開発途上国でのビジネス展開を予定しているが、海外拠点の設置、現地との連携が可能な人材の確保に悩んでいる中小企業等の利用が想定されます。『PARTNER』の団体向け「簡易登録」制度をご利用いただくと、国際協力活動の経験や実績、専門知識・スキル・語学力を持った人材の経歴や資格情報といったプロフィール情報を参照し、海外展開に関連した就業機会等のオファーを行うことが可能となります。(2012年6月末現在、3,800名を超える人材がこうしたプロフィール公開を希望しています)

『PARTNER』の団体向け「簡易登録」制度はまだ産声をあげたばかりですが、外務省と JICA が取り組んでいる「ODA を活用した中小企業の海外展開支援」のツールの一つとして、各都道府県の経済・産業振興部門とも情報共有いただき、この「簡易登録」制度を地元の企業にお伝えいただくと幸いです。

なお、『PARTNER』の個人登録については、大学院生、留学生の登録が可能で、国際協力を実施している団体や、海外展開を予定している中小企業等から、就業機会等のオファーメールを受けられる可能性があります。大学教育機関関係者におかれましては、『PARTNER』の個人向け「国際協力人材登録」について、大学院生、留学生に対してご紹介のうえ登録勧奨いただけると幸いです。

■国際協力キャリア総合情報サイト『PARTNER』

<http://partner.jica.go.jp/PartnerHome>

■『PARTNER』の団体向け「簡易登録」については以下サイトをご覧ください

<http://partner.jica.go.jp/resource/1341562524000/KanniDantai>

■『PARTNER』の「個人登録」はこちらから

<http://partner.jica.go.jp/RegistrantUserAboutPARTNER>

■『PARTNER』関連の相談窓口

JICA 国際協力人材センター

Tel. : 03-5226-6785

Email : jicahrp@jica.go.jp
